

日本の国内象牙市場： 虚像と現実

ワシントン条約CoP20代表団向けブリーフィング資料 | 2025年11月



商業目的の象牙取引の国際的な禁止を維持し、ゾウを密猟や違法取引から守るためには、国内象牙市場の閉鎖が不可欠である。

決議10.10 (CoP19改正) は、条約締約国に対し、国際的な象牙取引禁止の実施を支援し、象牙に対する消費者需要による脅威からゾウを守るため、密猟または違法取引に寄与する国内象牙市場の閉鎖に取り組むよう明確に義務づけた。主要な象牙消費市場のほとんどは、決議10.10 (CoP19改正) 第3、第4および第5段落に基づき、限定的な例外を設けて国内市場を閉鎖しているが、その例外となっている国が一つある。それが日本である。

歴史的に、日本は象牙の主要消費国として、またワシントン条約が承認した1回限定取引によって象牙を入手した唯一の国として、世界の象牙取引において主要な役割を果たしてきた。しかし、日本政府は需要削減に取り組むどころか、象牙産業を支援している。そのことは、象牙製品の取引を促進するための市場管理を実施していること、象牙市場の閉鎖を求めるのは「不適切」と主張していることから明らかである¹。日本が保有する250トンの民間象牙在庫は、広く消費者に提供されている。国内での象牙取引禁止を厳格に実施しようと尽力する国々が数多く存在する中、日本は儲けを狙う犯罪者にとって格好の象牙の供給源となっている²。日本の市場は、象牙を違法に国外に持ち出そうとする者によって既に利用されており、市場が開放されている限り、この状況は続くであろう。

日本のこれまでの法規制・法執行の措置は、国内市場が違法象牙取引に寄与するのを防ぐには不十分であった。あらゆる象牙市場が象牙の需要を刺激し、象牙の需要こそがゾウの密猟を助長する。象牙の商業取引を支援しながら、同時に象牙の需要を抑制することなど不可能である。

提言

第20回締約国会議 (CoP20) に対して:

- 議案書76.2別紙2に示された決定案を採択し、日本に対し、限定的な例外を設けて商業目的の象牙の国内取引を禁止するよう求めること。

日本に対して:

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法) を、現行の法定見直し期間において改正し、法的に限定された例外を設けて象牙市場を閉鎖すること。
- 国内象牙市場の閉鎖を公約し、商業目的の象牙取引の国際的な禁止を支持するよう表明すること。

政府の支援が 受けられない 中での業界の 取組み

LINEヤフーは、2019年に自社プラットフォーム上での象牙の販売を禁止した後、2025年11月10日に規約を改訂し、象牙のロンドンリングにつながる可能性のある出品を制限した。この措置は、長年にわたりヤフーの規約を意図的にかいくぐって象牙販売を続けた結果、不正競争防止法違反に問われた(有)醍醐象牙店に対する有罪判決の言い渡しを受けて実施された³。政府からの法規制および法執行上の支援がない以上、違法な象牙取引の防止は民間企業の負担となる。

¹ <https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP20-Inf-024.pdf>

² https://www.jtef.jp/en/smugglers-source-cop19_e/

³ <https://eia.org/blog/japanese-ivory-traders-arrested-for-alleged-illegal-elephant-ivory-sales/>

日本の国内象牙市場に関する虚像と現実

× **虚像** 日本においては、象牙の商業取引は原則的に禁止されている。

✓ **現実**

- 条約発効前に取得された象牙およびワシントン条約の承認により販売され、2度輸入された象牙は、すべて（未登録の全形が保持された牙を除き）取引可能。日本で販売されている象牙は、その出所が合法ではないおそれがあるものを含め、合法とみなされる結果となっている。
- 取引禁止に対する広範な例外の定めは、象牙取引を促進することを目的としている。日本の在庫象牙はすべて民間の所有で、全形牙176トン、カット・ピース76トン、各種象牙製品460万点を含む⁴。

× **虚像** 日本の国内象牙市場は厳格に管理されている。

✓ **現実**

- 日本は、条約の決定18.117～119に基づき、密猟や違法取引の防止に向けた措置について継続して報告を行ってきたが、これらの措置は、実際、不十分かつ実効性に欠けるものである。日本の象牙取引規制には、違法象牙のロンダリングや違法輸出を可能にする抜け穴が数多く存在する⁵。決定18.117～119に関する日本の報告書に記されているのは、これらの抜け穴と不十分な規制措置の詳細ということになる。
- 日本における全形牙の登録制度は、象牙の出所と取得を確認する唯一の手段であるが、この制度は20年以上にわたって濫用されてきた。
- 分割された象牙は登録の必要がないため、全形牙登録の要件は、象牙を分割することで容易に回避できる。
- 日本の断片的でタイムリーさを欠く追跡システムでは、全形牙から象牙製品に至るまでのトレーサビリティ（追跡可能性）を確保できない。
- そもそも、日本で流通している象牙製品（ハンコなど）のほとんどは、小さすぎて追跡システムのサイズの要件を満たさないため、追跡の対象外とされている。
- 違法輸出防止の取組みは、普及啓発中心となっているが、その効果は、意図せず象牙を海外に持ち出そうとする者を思いとどまらせることにとどまる。違法行為を企てる者の抑止には無力である。

× **虚像** 日本の国内象牙市場は違法取引に寄与していない。

✓ **現実**

- 日本国内市場で合法的に購入されたものも含め、日本からの象牙の違法輸出は、違法な国際象牙取引に寄与している。ETIS（ゾウ取引情報システム）のデータは、日本が違法取引に関与していることを明確に示している。
- ETISデータによると、2008年から2025年の間に把握された、日本に関連する象牙の押収は321件（3.6トン）あった。これら321件のうちの267件（83%）、3,634KGのうち3,022KG（83%）については、押収が日本国外で行われたと報告されている。
- 第79回常設委員会の議案書SC-79Doc.6.6別紙1「中国の違法象牙取引撲滅に向けた取組みに関する報告書」の中では、中国人観光客が土産物として持ち帰って押収された象牙の主な購入先の一つが日本、と述べられている。
- CoP20 Doc.76.5で示されたETISデータとそれに基づくネットワーク分析においては、違法国際取引における日本の役割が次のように指摘されている
 - 加工象牙の押収の大部分（56%）は中国で発生しており、日本は中国の加工象牙押収の約10%に関連していると推定されている（付属書2C）。
 - 2023年には、日本で、タイ向けとされる海上貨物から710点の加工象牙が押収された。

× **虚像** 日本の国内象牙市場はワシントン条約に適合している。

✓ **現実**

- 条約決議10.10（CoP19改正）第3～第5段落は、密猟または違法取引に寄与する国内象牙市場の閉鎖を求めている。
- 日本の合法象牙市場が違法な国際象牙取引に寄与していることは、証拠によって裏付けられており、日本の市場閉鎖を正当化することには十分な根拠がある。
- 日本は、違法取引に寄与しているという圧倒的な証拠があるにもかかわらず、合法的な国内市場を維持しており、したがってワシントン条約決議に違反している。

4 <https://cites.org/sites/default/files/documents/E-SC78-65-04.pdf>

5 https://eia.org/wp-content/uploads/2023/10/SC77-EIA_JTEF-Japan-Briefing_FINAL_31-Oct-2023.pdf
https://eia.org/wp-content/uploads/2022/10/EIA_US_CoP19_Ivory_report_1022_US_Format_FINAL.pdf
https://eia.org/wp-content/uploads/2022/03/Last-But-Not-Least_EIA-JTEF_March-2022.pdf